

申請書への添付図書及び図面の明示等注意事項について
(津山市建築主事へ提出する場合)

津山市都市計画課
令和2年6月12日

1. 申請部数

- ・ 建築確認申請は 正本1通及び副本1通を提出してください。

2. 建築確認申請手数料 及び 完了・中間検査手数料

- ・ 手数料額は「津山市確認申請等 手数料一覧表」をご覧ください。
- ・ 納付書は、都市計画課の窓口で作成し、市役所一階 中国銀行津山市役所出張所へ納付して下さい。返却された「納入通知書・領収書」を都市計画課へお持ちいただき、申請書の受理が完了します。

3. 付近見取り図について

- ・ 都市計画図(1/2500)を縮小せず添付してください。津山市ホームページで公開されている「きらきらつやまっぷ」の都市計画図も可能です。
- ・ 申請敷地の形状を朱書き明示してください。
- ・ 付近見取り図の表示範囲は申請敷地の周囲の公共物(道路、鉄道、河川、公共建築物等)などを含めるようにしてください。

4. 配置図について

- ・ 方位 明示してください。
- ・ 申請敷地と周囲の高低差明示 高低差(がけ下5m、がけ上2mを超える)がある場合は、県条例3条のただし書きにより認定申請が必要な場合があります。事前に詳細な資料を持ってご相談ください。
- ・ 建築基準法上の道路の種別は、「法42条第○項第○号」と明示。位置指定道路及び都市計画法による開発許可道路については、指定道路番号、年月日を合わせて表示してください。
- ・ 申請建物(既設建物)の概要
 - ： 申請部分の表示(既設と一体増築の場合は、申請部分と既存部分が分かるように表示)
 - ： 棟別概要[確認年月日及び番号、用途、構造、規模(階数・建築面積・延べ面積)、耐火建築物の別、各部分の高さ、延焼の恐れのある部分の表示]
- ・ 水道メーター位置、敷地内最終汚水マス位置、給排水管の材種・径を明示(凡例とも)。

5. 平面図について

- ・ 方位 明示してください
- ・ 住宅の場合、住宅用火災報知器の位置を明示して下さい。
- ・ LPGボンベ、ガス給湯器、ガスレンジ等の燃焼器の位置及び火気用の換気扇の位置を明示して下さい。

6. 建築計画概要書第三面(付近見取図及び配置図)について

- ・できるだけ第三面全面に納まるようにしてください。ただし、配置図について、寸法、文字等が確認できない場合は、A4サイズ若しくはA3サイズの別紙を添付してください。

7. 浄化槽

・必要図書

- (1)浄化槽設置票
- (2)排水系統図
- (3)浄化槽の維持管理及び水質検査に関する契約書の写し
- (4)工場生産型浄化槽の場合は認定書の写し
- (5)浄化槽指針関係確認表(チェックシート)

- ・詳しい添付図書内容は、岡山県建築基準法運用基準で確認してください。
(岡山県建築指導課ホームページ内)

- ・51人槽以上の場合は、付近見取図・配置図・平面図及び給排水系統図を添付してください。

8. その他

- ・「確認申請提出チェックリスト」を添付してください。
- ・委任状について:委任の年月日を必ず記入してください。
- ・訂正印について:図面に追記・訂正をした時は必ず訂正印を押してください。
- ・各法令について、担当部署に事前に確認をしてください。

法令	担当部署	連絡先
文化財保護法	文化財保護係(文化財センター)	(0868) 24-8413
農地法	農業振興課	(0868) 32-2159
河川法	美作県民局管理課	(0868) 23-1437
	管理課	(0868) 32-2089
地区計画	都市計画課	(0868) 32-2096
津山市景観条例		
重要伝統的建築物群保存地区	歴史まちづくり推進室	(0868) 32-7000